

児童手当  額改定認定請求書 (増額)  
 額改定届 (減額)  
 兼額改定伺い書

認定番号

受付印

この請求書は、額改定認定に係る請求書です。既に熊谷市から児童手当を受給している方が使用します。  
 ※第1子出生や世帯全員の転入などの理由により、熊谷市から児童手当を受給していない方が請求する場合は、「児童手当認定請求書」の提出が必要です。

熊谷市長 あて

次のとおり手当額の改定事由が生じたので、認定請求(届出)をします。

※コード	※世帯番号		令和〇年〇〇月〇〇日提出	
受給者	住所 熊谷市 宮町二丁目47番地1		電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	フリガナ <b>クマガヤ タロウ</b>		性別	生年月日
	氏名 <b>熊谷 太郎</b>		男・女 <input checked="" type="radio"/>	年 月 日 <input checked="" type="radio"/> 〇 <input type="radio"/> 〇 <input type="radio"/> 〇
増額・減額の原因となる児童				
フリガナ	生年月日	続柄	性別	同居・別居の別
氏名	年 月 日	子	男・女	同居 別居
<b>クマガヤ サブロウ</b>	平令 <input checked="" type="radio"/> 〇 <input type="radio"/> 〇 <input type="radio"/> 〇		男・女	同居 別居
<b>熊谷 三郎</b>	〇 <input type="radio"/> 〇 <input type="radio"/> 〇		男・女	同居 別居
	平・令		男・女	同居 別居
	・		男・女	同居 別居
	平・令		男・女	同居 別居
	・		男・女	同居 別居
増額・減額の原因となる児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)				
フリガナ	生年月日	続柄	性別	同居・別居の別
氏名	年 月 日		男・女	同居 別居
	平成		男・女	同居 別居
	・		男・女	同居 別居
増額した理由 <input checked="" type="radio"/> 出生したイ,その他( )				
減額した理由				
ア,死亡したイ,監護しなくなったウ,生計を同じくしなくなったエ,生計を維持しなくなったオ,日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く)カ,未成年後見人でなくなったキ,児童の兄姉等を監護相当の世話をしなくなったク,児童の兄姉等の生計費の負担をしなくなったケ,父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国)コ,児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至ったサ,児童と同居しなくなった(単身赴任の場合を除く)シ,その他( )				
職業	<input checked="" type="radio"/> 被用者(第2号被保険者)(自身で厚生年金に加入している会社員等)		イ 公務員	ウ 非被用者(第1号被保険者、第3号被保険者)(自営業者、専業主婦、学生、無職等)
加入している年金等の種別	<input checked="" type="radio"/> 厚生年金 イ,国民年金 ウ,私立学校教職員共済 エ,国家公務員共済 オ,地方公務員等共済カ,その他( )			
改定事由の生じた年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日			

増額改定の場合は上、減額改定の場合は下のチェックボックスにチェックしてください。

受給者 … 児童手当を受給している方について記入してください。

携帯電話など、日中に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。

増額・減額の原因となる児童 … 増額・減額の原因となる児童のみ記入してください。  
 ※増額改定の場合、すでに児童手当の対象となっている児童は記入しないでください。

同居・別居の別 【同居】受給者と児童が同一世帯  
 【別居】受給者と児童が別世帯(監護・生計同一(別居監護)申立書を添付)

監護の有無 【有】監督・保護をしている(児童の面倒を見ている)  
 【無】監護をしていない(増額改定の対象外)

生計関係 【同一】児童が受給者の実子又は養子  
 【維持】それ以外(監護・生計維持申立書を添付)

増額・減額の原因となる児童の兄姉等  
 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(児童の兄姉等)について、以下の理由などにより、児童手当額が減額または増額となる場合に記入してください。  
 ●監護相当の世話や生計費の負担をするようになった(増額)、またはしなくなった(減額)。  
 ●出生等により、児童の兄姉等(監護相当有、生計費負担有の場合に限る。)を含めて3人以上となった(増額)。  
 →この場合、「増額の原因となる児童」と「増額の原因となる児童の兄姉等」の両方を記入してください。  
 ※増額改定の場合、「監護相当・生計費の負担に関する確認書」を添付してください。

監護相当の有無 … 監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしているか否か。  
 生計費負担の有無 … 受給者の収入により日常生活を営んでおり、これを欠くと通常の生活水準を維持できない状態か否か。  
 ※いずれか一方で「無」の場合は、増額改定の対象とはなりません。また、既に当該兄姉等が児童手当算定(多子加算)の対象となっている場合で、いずれか一方で「無」となった場合は、減額改定となります。

増額(減額)した理由 … 該当するものに〇印をつけてください。

職業 … 受給者について、該当するものに〇印をつけてください。

加入している年金等の種別 … 受給者について、該当するものに〇印をつけてください。

改定事由の生じた年月日 … 出生日や離婚日など額改定の生じた日を記入してください。

※ 次のとおり手当額を改定し、及びその旨通知してほしいか伺います。

3歳未満分	,000 円	ホームページ掲載用	係長	副課長	課長
3歳以上小学校修了前分					
中学生分					
高校生年代分	,000 円				
令和 年 月から 計	,000 円				
<input type="checkbox"/> システム入力	<input type="checkbox"/> 通知発行	<input type="checkbox"/>			

重要

- 申請日の翌月分から額改定します。ただし、改定事由の生じた日(出生日)が月末の場合は、その翌日から起算して15日以内に申請することで、改定事由の生じた日の翌月から支給します。(15日特例)
- 以下の場合は、本請求書のほかに添付書類が必要となりますので、ご注意ください。
  - (1) 増額改定対象児童の「同居・別居の別」が「別居」となっている場合。 → 「監護・生計同一(別居監護)申立書」
  - (2) 増額改定対象児童の「生計関係」が「維持」となっている場合。 → 「監護・生計維持申立書」
  - (3) 出生等により、児童の兄姉等(監護相当・生計費負担有)を含めて3人以上となった場合。 → 「監護相当・生計費の負担に関する確認書」
 ※このほか、状況に応じて、別の添付書類を求める場合があります。